

改正（令和 7 年 4 月版）	現行（令和 6 年 4 月版）	備考
電気・機械工事標準仕様書 令和 7 年 4 月 1 日 神奈川県企業庁	電気・機械工事標準仕様書 令和 6 年 4 月 1 日 神奈川県企業庁	

改正（令和 7 年 4 月版）	現行（令和 6 年 4 月版）	備考
第 1 章 総則 第 1 節 一般事項 1－1－6 コリンズ（CORINS）への登録 2 登録対象は，工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし，受注，変更，完成，訂正時にそれぞれ登録するものとする。変更登録時は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみ変更の場合は，原則として登録を必要しない。ただし，工事請負代金変更により配置技術者の専任が必要または不要となった場合には変更登録を行うものとする。	第 1 章 総則 第 1 節 一般事項 1－1－6 コリンズ（CORINS）への登録 2 登録対象は，工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし，受注，変更，完成，訂正時にそれぞれ登録するものとする。変更登録時は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみ変更の場合は，原則として登録を必要しない。ただし，工事請負代金3,500 万円を超えて変更する場合には変更登録を行うものとする。	

改正（令和7年4月版）	現行（令和6年4月版）	備考
第3章 工事 第3節 設備の耐震基準 3-3-1 耐震施工 1 施工基準 設備の据付にあたっては、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。 2 新設アンカーボルトの施工 適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順書に基づき、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面、天井、床面）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して、設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 3 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 4 提出書類等 受注者は アンカーボルトについては、選定に係る耐震強度計算書、穿孔深さ、締め付けトルクの管理値、非破壊引張試験結果を記載した出来形書類を作成するものとする。	第3章 工事 第3節 設備の耐震基準 3-3-1 耐震施工 1 施工基準 設備の据付にあたっては、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。 2 新設アンカーボルトの施工 適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順書に基づき、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面（壁面、天井）、施工班、施工日毎に3%（最低3本）以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して、設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 3 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数を目視・打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 4 提出書類等 受注者は アンカーボルトについては、選定に係る耐震強度計算書、穿孔深さ、締め付けトルクの管理値、非破壊引張試験結果を記載した出来形書類を作成するものとする。	